

### 引受事務要領

<p>受付方法</p>	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法により受け付けます。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付（所在地： 函館市海岸町25番8号）</p> <p>(2) 電話による受付（電話番号：0138-40-8435）</p> <p>(3) ファクシミリによる受付（FAX番号：0138-40-8435）</p>
<p>受付事項</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
<p>当直表</p>	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
<p>受付条件</p>	<p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の16時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに</p>

	水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。
会員への連絡	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 当直表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して本会が選任し、遅滞なく、当該選任した会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリその他確実な手段により行うものとする。</p>

#### 水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	5万総トン未満の船舶（2万総トン以上の危険物積載船を除く。）
3年未満	すべての船舶（5万総トン以上の危険物積載船を除く。）
5年未満	すべての船舶（10万総トン以上の危険物積載船を除く。）

## 函館水先区安全運航基準

函館水先区水先人会



函館水先区において、

### 1. 基本的な安全運航基準

- ① 風速 12 m/s 以上
- ② 視程 300 m 未満
- ③ ウネリ 操船が困難な場合
- ④ 波高 水先人が安全に乗下船出来ないとき

上記のいずれかに該当する場合は、その間、業務を見合わせる。

2. 水先要請船の最大喫水は、海図記載の水深の10%の余裕を確保すること。

### 3. その他

- ① 私設バースについては、安全運航基準がある場合にはそれによる。
- ② 各岸壁及び棧橋等において標準喫水及び船型等を定める。

以上